

平成 28 年第 1 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 28 年 3 月 9 日（水）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 28 年 3 月 17 日（木）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中村 長男 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅
4 番 中西 友子 5 番 前川さおり 6 番 小林 豊
(遅刻 9 : 03 入室)
7 番 井上 容子 8 番 北川 雅紀 9 番 北 守
10 番 坪井 信義 11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚
13 番 奥川 直人

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副 町 長 小林 一雄 教 育 長 山口 典郎
会計管理者 前田 浩三 総合戦略課長 林 裕紀 総務課長 田間 宏紀
税務住民課長 北岡 明 生活福祉課長 中村 元紀 産業振興課長 中世古憲司
建設課長 中西 豊 教育事務局長 中西 元 生涯教育課長 藤川 健
上下水道課長 東 博明 病院老健事務局長 田村 優 総務課長補佐 里中 和樹
教育委員長 上村 直義 監 査 委 員 中村 功 (欠席)

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中孝佳吉

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 3 号 玉城町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について（討論・採決）
- 第 3 議案第 4 号 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について（討論・採決）
- 第 4 議案第 5 号 玉城町行政不服審査会条例の制定について（討論・採決）
- 第 5 議案第 6 号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の制定について（討論・採決）
- 第 6 議案第 7 号 玉城町認定こども園設置条例の制定について（討論・採決）
- 第 7 議案第 8 号 玉城町職員定数条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 8 議案第 9 号 玉城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 9 議案第 10 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正について（討論・採決）

- 第 10 議案第 11 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 11 議案第 12 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 12 議案第 13 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 13 議案第 14 号 玉城町職員の旅費に関する条例等の一部改正について (討論・採決)
- 第 14 議案第 15 号 町税条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 15 議案第 16 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 16 議案第 17 号 玉城町ふるさと応援基金条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 17 議案第 18 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 18 議案第 19 号 定住自立圏形成協定の変更について (討論・採決)
- 第 19 議案第 20 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算 (第 6 号) (討論・採決)
- 第 20 議案第 21 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) (討論・採決)
- 第 21 議案第 22 号 平成 27 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 22 議案第 23 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 23 議案第 24 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 24 議案第 25 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 25 議案第 26 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 26 議案第 27 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 27 議案第 28 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 28 議案第 29 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 29 議案第 30 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 30 議案第 31 号 平成 28 年度玉城町一般会計予算 (討論・採決)
- 第 31 議案第 32 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計予算 (討論・採決)
- 第 32 議案第 33 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 (討論・採決)
- 第 33 議案第 34 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計予算 (討論・採決)
- 第 34 議案第 35 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算 (討論・採決)
- 第 35 議案第 36 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計予算 (討論・採決)

- 第 36 議案第 37 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算（討論・採決）
- 第 37 議案第 38 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計予算（討論・採決）
- 第 38 議案第 39 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計予算（討論・採決）
- 第 39 議案第 40 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算（討論・採決）
- 第 40 議案第 41 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計予算（討論・採決）
- 第 41 議案第 42 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について(追加議案)
- 第 42 発議第 1 号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）

開議の宣告

- 議長（中瀬 信之）ただ今の出席議員数は 12 名で、定足数に達しております。よって、平成 28 年第 1 回玉城町議会定例会、第 4 日目の会議を開きます。
- 4 番 中西友子議員から遅刻の届出が提出されておりますので報告します。
- 本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

会議録署名議員の指名

- 議長（中瀬 信之）日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
- 本日の会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により議長において
- 12 番 風口 尚 君 13 番 奥川 直人 君
- の 2 名を指名します。

上程議案に対する討論・採決

- 議長（中瀬 信之）これより議事にはいります。日程第 2 議案第 3 号 玉城町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、ないし日程第 18 議案第 19 号 定住自立圏形成協定の変更についてを一括議題にします。
- 只今、一括議題となりました各議案については総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。
- はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。
- 総務産業常任委員会委員長 北川雅紀君

- 総務産業常任委員会委員長（北川 雅紀）議長より、総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る 3 月 11 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 3 号 玉城町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、以下 14 件の審査を、同日、午後 1 時 00 分から第 1 委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと 7 名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして、審査結果の報告をいたします。

まず、議案第3号 玉城町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についての審査を行いました。

その結果、委員より「任期付き職員の採用に関して、どういう人が職員として採用されますか、また、短時間勤務職員の任期を定めた採用という項目で、その職種と期間について具体的な説明をいただきたい」との質問に対し、町より、「任期付き職員の採用制度について、この制度を活用して採用しようとする法に定めますとおり条例制定をしなければならないとうたわれております。具体的に、資格、免許等を有し、専門的な知識経験を必要とする業務ということで認知症地域支援推進員、また生活支援コーディネーター、放課後児童クラブの指導員、子育て支援室の相談員、保育所の看護職員、保育所のクラス担任をもつ保育士ということ想定しています。

また、短時間勤務職員については、現在、玉城町においては、想定はしていませんが、法において規定があるので、そのような時になった場合、対応ができるように条例化するものです。任期については最大限5年です。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 玉城町行政不服審査会条例の制定についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の制定についてにつきましては、委員より「この条例の第4条 経済的困難、その他特別の理由があると認める者に対しての減免措置の必要性について、この条例は必要ですか」との質問に対し、町より「施行令また国の準則等に基づいて制定をしたものです。独自というものではありません。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく「挙手全員」で原案のとおり可決しました。

次に、議案第8号 玉城町職員定数条例の一部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 玉城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正についてにつきましては、委員より「27 年度人事院勧告による、フレックスタイムの導入により条例の全部改正ということで説明は既に受けているが、今後、もし導入するのであれば、どの部署をフレックスタイムでと考えていますか」との質問に対し、町より「条例の全部改正については、人事院の勧告に伴うフレックスタイム制の拡充という内容です。具体的にどの部署で導入ということでの条例改正ではなく、公務の運営に支障がないと認められる範囲内で対応するという内容です。基本的には玉城町の場合、全部署において、午後 7 時まで開庁している中での対応ということになります。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員より「人事院勧告に基づいての条例改正であるが、従来だと 12 月定例会に上程されるが、なぜ、今定例会上程となったのですか、また、55 歳以上の職員の昇給についてはどのようになりますか。」との質問に対し、町より「1 月 20 日の国会で改正法が成立されたので、それを受け、3 月定例会に上程をしました。55 歳を超える職員については 2 号昇給の準用規定となっています。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号 玉城町職員の旅費に関する条例等の一部改正については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号 町税条例の一部改正については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号 玉城町ふるさと応援基金条例の一部改正については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号 定住自立圏形成協定の変更については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、14 件 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、総務産業常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会 委員長 奥川直人君

○教育民生常任委員会委員長（奥川 直人）議長より、教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る 3 月 11 日の本会議において本委員会に付託されました議案第 7 号 玉城町認定こども園設置条例の制定について 以下 3 件の議案の審査を同日、午後 1 時 45 分から、第 1 委員会室において、町長、副町長および教育長また関係職員の出席のもと 6 名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第 7 号 玉城町認定こども園設置条例の制定について、委員より「認定こども園ではタイプにより職員は保育士の資格と幼稚園教諭の資格が必要であると定められていますが、嘱託や臨時パート職員も含めて、その点をクリアーされているか」との質問に対し、町より「今回、設置の認定こども園は、保育所型の認定こども園で、ここ数年前から幼稚園教諭の資格も持った職員を採用していますので正規職員については問題ないと考えています。また、臨時パート職員についても両方の資格がある人が多いと聞いています。」また、質問として「通常の保育所と比べた場合、どのような違いがあるのか」に対し、町より「時間については、保育所のほうは 8 時 30 分から 16 時 30 分まで、1 号認定のお子様ということでは 8 時 30 分から 14 時までと設定しています。

料金については、平成 27 年 4 月 1 日に特定教育保育施設の保育料の徴収に関する規則を定めており、簡単にいいますと所得階層が保育所のほうは 8 段階、教育のほうは 5 段階の階層になっています。

一番高い階層の方は、市町村民税の所得割が 21 万 1201 円以上で 1 万 9 千円となり、保

育料と比べるとかなり安くなります。その下の階層については7万7100円で区分されております。時間および料金についても、国の基準に基づいた体系を参考に決めています。」との答弁でした。

また、質問としまして、「今回、認定子ども園を下外城田保育所に決めた理由と、今後、玉城町に、もっと増やしていく考えはあるか。」につきましては、町より「施設等の空き状況を見た中で下外城田保育所が適当であると決めさせていただいた。また、今後については、幼稚園教育のニーズが多ければ、他の保育所にも広げていきたいと考えている。」との答弁であります。

更に「現在、認定子ども園に申し込みがなかったと聞いていますが、設置を考えた理由は何か。」との質問に対しまして、町より「現在のところ申し込みはありませんが、設置理由については、子ども子育て支援計画を策定する段階のアンケート調査で、下外城田地区で、幼稚園教育のニーズが高く、そのニーズに対応するためです。」との答弁でした。

質疑を終了し、中西友子委員より

「認定子ども園の申請者が0人ということと、現在行っている玉城町内の保育制度で満たされており、わざわざ認定子ども園を設立する必要はないと考えます。」

との反対討論があり、採決の結果「挙手多数」で「原案のとおり可決」されました。

次に、議案第16号 玉城町手数料徴収条例の一部改正については、委員より、「粗大ごみ戸別収集運搬手数料に変更はありませんか。」との質問に対し、町より「現在、最低料金の徴収金額を300円から500円にし、2人でなければ持てないものは1000円というようなわかりやすい料金体系で内部検討している。」また、その答弁について、委員より、「町民に収集料金についての理解は得られるのか。」の質問に対し、町より「事前に役場の窓口で申請していただいた際、料金の確認を行います。翌週の月曜日に収集にお伺いするように考えておりますので、問題はないと考えます。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、「原案のとおり可決」されました。

次に、議案第18号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、委員より「保険料の軽減対象者を2割減、5割減の方だけではなく、全員に軽減する考えはないか」との質問に対し町より「国の制度に則った中での軽減措置ということでご理解いただきたい。」との答弁でした。

質疑を終了し、中西友子委員より、「もともと国民健康保険料というのは高いと言われており、軽減対象にならなかった方は定額のまま支払わなくてはいけない。全員の軽減を図っていただきたい」との反対討論があり、採決の結果、「挙手多数」で、「原案のとおり可決」されました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、教育民生常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第3号 玉城町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、これから討論を行います
討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第3号 玉城町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第3号 玉城町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第4号 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第4号 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 玉城町行政不服審査会条例の制定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第5号 玉城町行政不服審査会条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第5号 玉城町行政不服審査会条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の制定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第6号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第6号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 玉城町認定こども園設置条例の制定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第7号 玉城町認定こども園設置条例の制定について採決します。
本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

したがって、議案第7号 玉城町認定こども園設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 玉城町職員定数条例の一部改正について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第8号 玉城町職員定数条例の一部改正について採決します。
本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第8号 玉城町職員定数条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 玉城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてこれから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第9号 玉城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第9号 玉城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正につい

て討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 10 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 10 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 11 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 11 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 12 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

したがって、議案第 12 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 13 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号 玉城町職員の旅費に関する条例等の一部改正について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 14 号 玉城町職員の旅費に関する条例等の一部改正について採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 14 号 玉城町職員の旅費に関する条例等の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号 町税条例の一部改正について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 15 号 町税条例の一部改正について採決します。
本案に対する委員長の報告は、原案可決です。
本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)

「挙手全員」です。
したがって、議案第 15 号 町税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について、これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。
これから、議案第 16 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について採決します。
本案に対する委員長の報告は、原案可決です。
本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)

「挙手全員」です。
したがって、議案第 16 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号 玉城町ふるさと応援基金条例の一部改正について、これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。
議案第 17 号 玉城町ふるさと応援基金条例の一部改正について採決します。
本案に対する委員長の報告は、原案可決です。
本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)

「挙手全員」です。
したがって、議案第 17 号 玉城町ふるさと応援基金条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 18 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

したがって、議案第 18 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号 定住自立圏形成協定の変更について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 19 号 定住自立圏形成協定の変更について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 19 号 定住自立圏形成協定の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、日程第 19 議案第 20 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算 (第 6 号) ないし、日程第 29 議案第 30 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) を一括議題にします。

只今、一括議題となりました各議案については予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 山口和宏君

○**予算決算常任委員会委員長 (山口 和宏) 議長**より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る 3 月 11 日の本会議において本委員会に付託されました議案第 20 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算 (第 6 号) ないし、議案第 30 号 平成 27 年度 玉城町下水道事

業会計補正予算（第3号）11件についての委員会審査を3月14日、午前9時より、第1委員会室において、町長・副町長並びに教育長また関係職員の出席と議長同席のもと、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第20号 平成27年度玉城町一般会計補正予算（第6号）につきましては、質疑、討論を終了し、採決の結果、「挙手多数」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成27年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成27年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成27年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成27年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成27年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成27年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成27年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略することに決定しました。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第 20 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 6 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 20 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 6 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。

したがって、議案第 20 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 6 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 21 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第 21 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号 平成 27 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 22 号 平成 27 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第 22 号 平成 27 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号 平成 27 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 23 号 平成 27 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 3 号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 23 号 平成 27 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 24 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 24 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 25 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 25 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

について、これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 26 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 26 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 27 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 27 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 28 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 28 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 29 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 29 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 30 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 30 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、日程第 30 議案第 31 号 平成 28 年度玉城町一般会計予算ないし日程第 40 議案第 41 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

只今、一括議題となりました各議案については予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 山口和宏君

○**予算決算常任委員会委員長（山口 和宏）**議長より予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

3月11日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第31号 平成28年度 玉城町一般会計予算ないし議案第41号 平成28年度玉城町下水道事業会計予算11件についての委員会審査を3月14日、及び15日、第1委員会室において、各会計補正予算の審査終了後、実施いたしました。

その審査内容は会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第31号 平成28年度玉城町一般会計予算につきましては、質疑、討論を終了し、採決の結果、「挙手多数」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成28年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成28年度玉城町山村振興事業特別会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成28年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成28年度玉城町介護保険特別会計予算につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計予算につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計予算につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略することに決定しました。これから、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 31 号 平成 28 年度玉城町一般会計予算について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 31 号 平成 28 年度玉城町一般会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

したがって、議案第 31 号 平成 28 年度玉城町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 32 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 32 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 33 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 33 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、これか

ら討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 34 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 34 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 35 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 35 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計予算について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 36 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 36 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 37 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 37 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計予算について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 38 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 38 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計予算について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 39 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計予算について採決します。
本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 39 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 40 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 40 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計予算について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 41 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 41 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、追加議案の審議に入ります。

日程第 41 議案第 42 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 42 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案理由を申し上げます。本議案は労働者災害保険法による年金たる保険給付、いわゆる労災年金と同一の自由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に、労災年金に乗じる調整率が変更となったため、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い傷病補償年金及び休業補償の率を変更する必要があるため本条例の一部を改正しようとするものであります。なお、補足は省略させていただきます。なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（10 時 08 分 休憩）

（総務産業常任委員会付託表を配布する。）

（10 時 09 分 再開）

再開します。

お諮りします。

只今、質疑を終了しました議案第 42 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりお手元に配布しました議案付託表のとおり、総務産業常任委員会に審査付託をしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第 42 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、議案付託表のとおり総務産業常任委員会に付託することに決定しました。

総務産業常任委員会に付託されました議案審査をお願いしたいと思います。

日程について、事務局長から報告させます。

事務局長 田畑良和君

○議会議務局長（田畑 良和）総務産業常任委員会審査の日程を報告します。

本日、この後、午前10時20分から、第1委員会室において総務産業常任委員会を開催しますので、定刻までにご参集願います。

○議長（中瀬 信之）只今、事務局長の報告のとおり総務産業常任委員会審査をお願いします。委員会審査のため休憩します。

（10時10分 休憩）

（総務産業常任委員会審査）

（10時25分 再開）

○議長（中瀬 信之）再開します。

只今、議題となっております議案第42号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから、総務産業常任委員長の報告を求めます。

○総務産業常任委員会委員長（北川 雅紀）議長より 総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております議案の審査結果をご報告いたします。

本日の本会議において本委員会に付託されました議案第42号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての審査を、本日、本会議休憩中 午前10時20分から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと、7名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細につきましては、会議録をご高覧いただくこととし、審査結果の報告をいたします。

議案第42号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、総務産業常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第42号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について採決します。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 42 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 42 発議第 1 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに「ご異議」ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で今期定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これを以って、平成 28 年第 1 回玉城町議会定例会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これにて、平成 28 年第 1 回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり町長、挨拶を願います。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に提案をしていただきましたすべての議案について承認をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。また、会期中貴重なご意見、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと考えておる次第です。いよいよ 28 年度、新年度がスタートするわけであります。町政 60 周年が終わり、次の 10 年に向けての第 1 歩でございます。策定をいただきました玉城町総合計画の後期基本計画及び「まち、ひと、しごと」の総合戦略の掲げております政策に基づきまして更に住みよい玉城町づくりにまい進をしていかねばならんと思っておる次第でございます。議員のみなさんの一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中瀬 信之) 閉会にあたりまして一言後挨拶申し上げます。去る 3 月 9 日より、本日まで、第 1 回の定例会の開催いたしました。平成 28 年度予算を中心に多くの議案についてご審議をいただき、議員のみな様の慎重なる審議のもと、全議案について可決

いただくことになりました。つきましては、平成 28 年度予算を執行するにあたり町長はじめ、各担当者におきましては適正なる執行を願いしたいと思います。

それから最後になりますが、春本番を迎えるにあたり、まだまだ寒い日も続くというふうに思います。健康には十分留意をされ、町政発展のためにご尽力賜りますようお願い申し上げます。以上をもって閉会の挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでした。

(10 時 33 分 閉会)